

生産行程管理業務規程

作成日：令和 元年 6月 5日

更新日：令和 7年 4月 1日

1 作成者

住所（フリガナ）：フクシマケンコオリヤマシア ク ツ マチアザタテガワ（〒963-0667）福島県郡山市阿久津町字館側50

名称（フリガナ）：ア ク ツ マ 阿久津曲がりねぎ保存会 ホゾンカイ

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 橋本 昌幸

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（ねぎ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ア ク ツ マ 阿久津曲がりねぎ、Akutsu Magarinegi

4 明細書の変更

生産者団体阿久津曲がりねぎ保存会（以下「保存会」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 種子の確認

ア 保存会は、毎年10月に「栽培報告書」を生産者から保存会に提出させ、適正な種子を使用していることを確認する。

イ 保存会は、次項(2)における現地調査の際に、各圃場のねぎの形質を目視で確認し、他種のねぎが混入していた場合は、「阿久津曲がりねぎ」として出荷しないことを徹底させる。

(2) 栽培の方法の確認

保存会は、生産者から提出された「栽培報告書」の記載内容を確認するとともに、現地調査により「やとい」の作業実施状況を確認する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「阿久津曲がりねぎ」の選別、結束作業は、個選で行うこととし、生産者はその結果を「出荷報告書」に記録し、毎年4月に保存会に提出する。

保存会は、生産者から提出された「出荷報告書」により、基準を満たさない産品が出荷されていないか確認する。

また、年度毎の初出荷時には、各生産者が出荷する産品を持ち寄る束合わせを行い、生産者が相互に出荷規格を満たしているか確認する。

(4) 臨時の調査

上記によるほか、保存会は、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合、臨時に現地調査を実施し事実確認を行う。

## 6 明細書適合性の指導

- (1) 保存会は、5の確認時において、明細書に記載した生産地、特性及び生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、保存会は、生産者が警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、組織規約第5条の規定に基づき、阿久津曲がりねぎの出荷禁止、又は生産者を退会させることができるものとする。

- (2) 保存会は、年に一回以上、構成員である生産者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地、特性及び生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

## 7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 保存会は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたねぎについてのみ、地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」及びGIマークが使用されているかを確認する。

また、この際、地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」及びGIマークを使用している包材等についても確認する。

- (2) また、(1)の確認において、以下のねぎがないかも確認する。

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないねぎであるにもかかわらず、地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」及びGIマークが使用されているねぎ

イ 地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」のみが使用されているねぎ

ウ GIマークのみが使用されているねぎ

エ 地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されているねぎ

## 8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 保存会は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、保存会は、組織規約第5条の規定に基づき、阿久津曲がりねぎの出荷禁止、又は生産者を退会させることができるものとする。

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないねぎであるにもかかわらず、地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」及びGIマークが使用されている場合

イ 地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」のみが使用されている場合

ウ GIマークのみが使用されている場合

エ 地理的表示である「阿久津曲がりねぎ」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されている場合

- (2) 保存会は、6(2)に記載の講習会等の機会において、構成員である生産者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

## 9 実績報告書の作成等

保存会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料  
保存会が作成した栽培・出荷報告書確認記録書（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

保存会は、前記9(2)により作成、提出した資料に加え、保存会へ各生産者が作成、提出した栽培報告書及び出荷報告書を、保存会事務局においてその提出の日から5年間保存するものとする。

■ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] ■ ■ ■  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]